

2021. 1

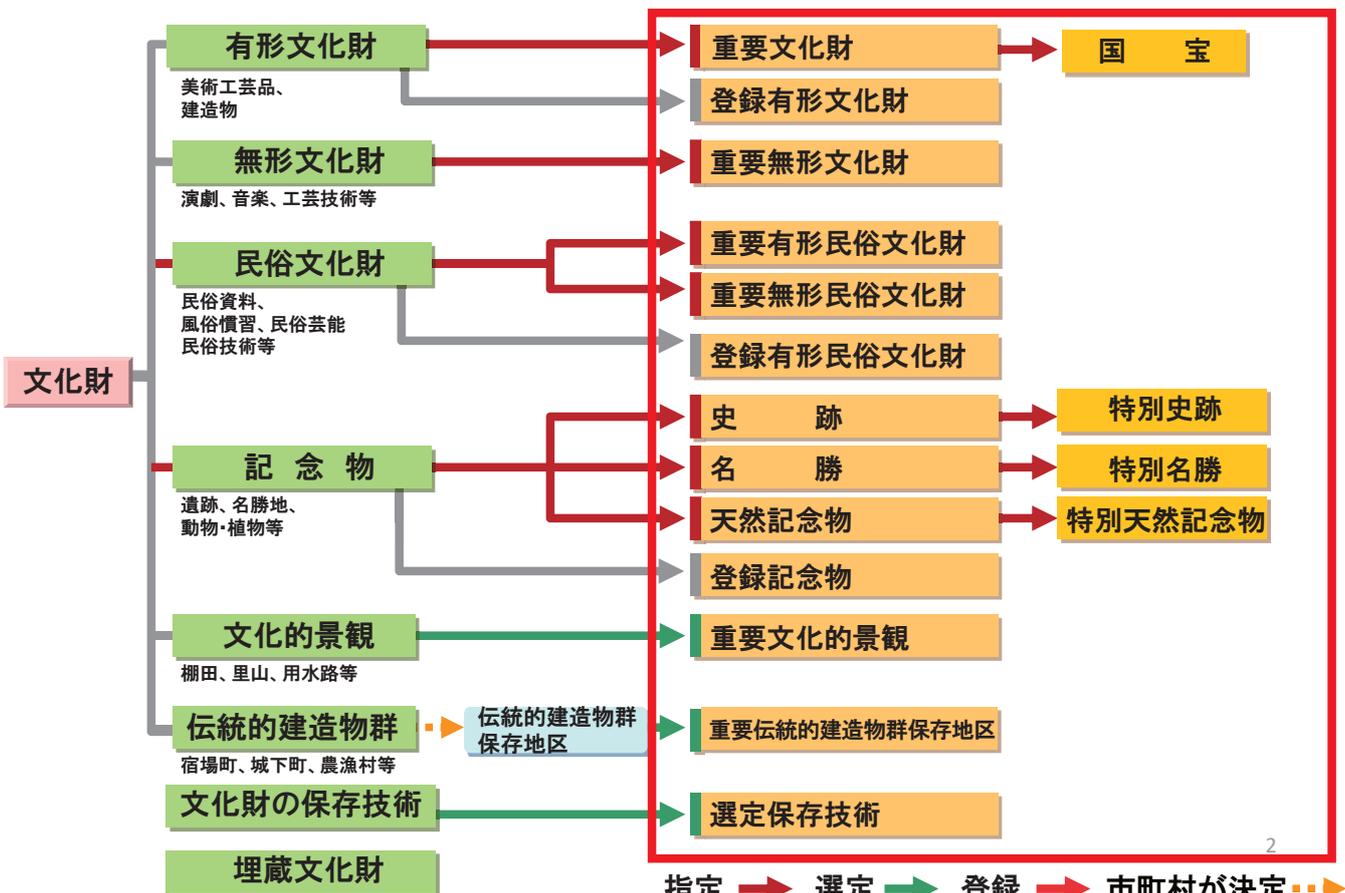
和の住まいリレーシンポジウム in 山口

文化財建造物保護の概要

文化庁 武内正和

日本の文化財の種類

赤枠内
文部科学大臣が指定・選定・登録する



文化財保護の近代史

文化財保護法

昭和50年
1975

選定保存技術制度
土地指定制度
伝統的建造物群保存地区制度

民家緊急調査
S41～52

平成4年
1992

世界遺産条約締結

近世社寺建築緊急調査
S52～H5

平成8年
1996

登録文化財制度

近代和風建築総合調査
H4～29

平成16年
2004

文化的景観制度

近代化遺産総合調査
H2～28

平成20年
2008

歴史まちづくり法

近現代建造物
緊急重点調査
H27～

3

国宝及び重要文化財(建造物)指定基準

重要文化財 (5,122棟)

建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち、次の各号の一に該当し、かつ時代又は類型の典型となるもの

- 1) 意匠的に優秀なもの
- 2) 技術的に優秀なもの
- 3) 歴史的価値の高いもの
- 4) 学術的価値の高いもの
- 5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの

国宝 (290棟)

重要文化財のうち極めて優秀で、かつ、文化史的意義の特に深いもの



旧富岡製糸場 (群馬県)



玉陵 (沖縄県)

4

○民家調査の成果による重要文化財指定



曲屋
▽

旧菊池家住宅(旧所在地 岩手県遠野市)18c中頃



合掌造
▽

村上家住宅(富山県平村)江戸後期



本棟造
▽

堀内家住宅(長野県塩尻市)18c後期



町家形式の商家
▽

豊田家住宅(奈良県橿原市)1662年

5

近代和風建築総合調査

調査の対象

近代(明治元年から昭和20年まで)に建設された諸建築のうち次の条件をもつもの。

- [特色] ア 伝統的様式や技法で建てられた木造建造物
イ 一部洋風の様式や技法が用いられているが、主に伝統的様式や技法で建てられた建造物

- [種類] ア 住宅等(住宅、民家、旅館、料亭、商店、別荘等)
イ 公共建築等(役場、学校、病院、銀行、劇場、裁判所、駅舎、公衆浴場、事務所、倉庫等)
ウ 宗教建築等(寺院の本堂・庫裏・客殿・寺務所、神社の本殿・拝殿・社務所等)
エ 以上と一体となって保存されるべき門、塀、蔵等

6

○近代和風建築の重要文化財指定



大谷派本願寺函館別院(北海道 T4)



愛珠幼稚園(大阪 M34)



中村家住宅(福井 M20)



日本聖公会奈良基督教会(奈良 S5)

国宝・重要文化財(建造物・美術工芸品) 修理、防災事業国庫補助要項

• 補助対象事業

ア 修理事業

(ア) 解体修理、半解体修理、屋根葺替、塗装修理、部分修理、移築修理

(イ) 災害復旧工事

イ 管理事業

(ア) 警報設備、消火設備、避雷設備、防盜、防犯設備、避難設備の設置工事

(イ) 火除地設定、消防道路設置、保護柵設置、覆屋(保存庫を含む。)設置(増、改築を含む。)、擁壁、排水施設の設置工事

(ウ) 鳥虫害防除、危険木診断及び危険木対策工事

(エ) 耐震診断及び耐震対策工事

(オ) 災害復旧工事

国宝・重要文化財(建造物・美術工芸品) 修理、防災事業国庫補助要項

- 補助率は原則**50%**。所有者の**属性**により、**財政状況**と**事業規模**を勘案して**最大85%**まで加算される場合がある。

→ さらに、都道府県、市町村が**所有者負担の一部**を補助することがある。

第百八十二条 **地方公共団体**は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する**経費**につき**補助**することができる。

9

活用環境強化事業

：観光拠点整備事業(文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業)



給水設備



ライトアップ設備



展示設備



空調設備(腰壁部分)

10

活用環境強化事業



バリアフリー設備



サイン設備



管理棟・便所棟



安全設備(見学用通路)

11

登録有形文化財

- 平成8年の文化財保護法改正によって導入
- 重要文化財との違いは、**外観の保存**を基本とすることと、**現状変更が届出制**であること。
- ゆるやかな規制で活用しながら保存することを目標としている。

12

《登録有形文化財登録基準》

建築物、土木構造物及びその他の工作物（重要文化財及び文化財保護法第182条第2項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として**建設後50年**を経過し、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 二 造形の規範となっているもの
- 三 再現することが容易でないもの

現在**12,685**件

13

基準1の例



基準2の例

by 佐藤功一



by W.M.Vories

基準3の例



14

登録有形文化財建造物修理等事業 補助対象となる事業内容の比較

	①設計監理事業	②公開活用事業
事業趣旨	保存と活用を図るために必要な保存修理に係る設計監理に要する経費について補助	公開活用に要する経費について補助
補助事業者	所有者又は管理団体	所有者のうち地方公共団体若しくはその他の法人又は管理団体
補助対象事業 (内容)	保存修理に係る設計及び監理料 (※工事費は対象外) 次に掲げる修理工事等に係る設計監理を対象とする。 ・修理工事 解体修理、半解体修理、屋根葺替等 ・建物付属設備の設置改修 建造物に密接に係わる諸設備、保存に必要な施設の設置等	<ul style="list-style-type: none"> ・保存活用計画の策定 (※以下は保存活用計画の策定が必須) ・公開活用に資する設備の整備 ・公開活用に資する付属施設の整備 ・公開活用の安全性確保に必要な防災設備等整備及び耐震対策工事 ・公開活用に資する案内設備・情報機器の整備 (←営利法人以外の所有者も可)
補助額	補助対象経費の1/2を限度	補助対象経費の1/2限度
技術指導者	必須 ※技術指導者の承認が必要	必要な場合

15

観光拠点整備事業 (文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業) 補助対象となる事業内容の比較

	③美観向上整備事業	④活用環境強化事業
事業趣旨	外国人観光客の顕著な増加が見込まれる地域で行われる観光拠点の核となる建造物等の活用整備・美観向上等、創意工夫に基づいた特色ある取り組みに必要な経費について補助	
補助事業者	所有者又は管理団体	所有者のうち地方公共団体若しくはその他の法人又は管理団体
補助対象事業 (内容)	軸部や小屋組等の構造に影響なく、外観、内装(公開範囲)の仕上げに関わる部位を健全で美しい状態に回復するための工事	<ul style="list-style-type: none"> ・保存活用計画の策定 (※以下は保存活用計画の策定が必須) ・公開活用に必要環境整備(便益、展示、管理、防災、耐震) ・公開活用に必要付属施設(便益、展示、管理。新築は除く)の整備
補助額	補助対象経費の1/2限度。 ただし、特定の要件(文化財保存活用大綱等の策定や財政状況など)を満たす場合は2/3を限度	
技術指導者	必要な場合	必要な場合

16

平成28年度 保存修理事業（設計監理） 竣工紹介



福知山市立惇明小学校本館（耐震補強、内部補修）

S 1 2 建築。木造を主体としつつ梁・小屋組に鉄骨を用いる。大小の丸窓と連続窓にモダニズム建築の影響がみられる。

17

公開活用事業 竣工紹介



朝日町資料館（旧朝日村役場）

（耐震補強、空調、解説パネル）
T 5 建築。桑名宿と四日市宿の間の宿であった旧朝日村に建つ。階下を事務室、階上を議場に充てる地方役場庁舎建築の特徴をよく伝える。



福成歯科医院（旧古賀銀行神埼支店）

（屋根・内外部改修、耐震補強）
T 3 建築。正面玄関のトスカナ式花崗石の円柱やペディメント、セッション風の柱頭飾りなどを特徴とする大正期銀行支店建築の好例。

18

重要伝統的建造物群保存地区の特性

Features of Important Preservation Districts for Groups of Traditional Buildings

- 高密度の木造建造物群 High Density of Wooden Buildings
- 居住の場 Residential Quarters



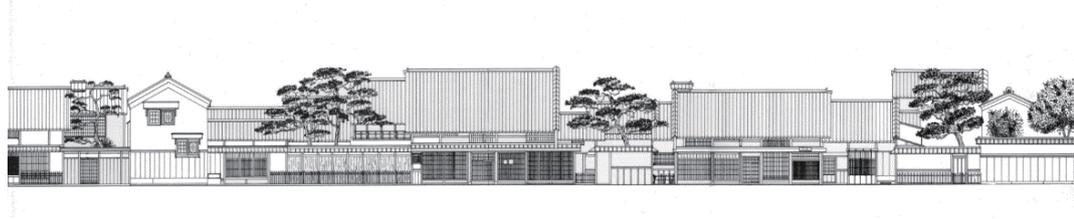
白川村(岐阜県) Shirakawa, Gifu Pref.



篠山市(兵庫県) Sasayama, Hyogo Pref.



内子町(愛媛県) Uchiko, Ehime Pref.



近江八幡(滋賀県) Ohmi-Hachiman, Shiga Pref.

19

多様な種別、形態

Various types and forms of Preservation Districts

武家町 / samurai quarter



萩市堀内地区(山口県) Horiuchi, Hagi-city

商家町 / merchant town



高山市三町(岐阜県) Sanmachi, Takayama-city

宿場 / post town



塩尻市奈良井(長野県) Narai, Shiojiri-city

港町 / port town



神戸市北野町山本通(兵庫県)
Kitano-cho Yamamoto-dori, Kobe-city

20

茶屋町／amusement quarter



京都市祇園新橋(京都府) Gion-shinbashi, Kyoto-city

製蠟町、漆工町等／historic industrial town



内子町八日市護国(愛媛県) Yokaichi-gokoku, Uchiko-town

山村集落／mountain villages



三好市東祖谷山村落合(徳島県)
Higashiyamason Ochiai, Miyoshi-city

漁村／fishing villages



伊根町伊根浦(京都府) Ineura, Ine-town

21

往時



近年の様子



福島県下郷町, 宿場町

22

文化財保存技術の保護

文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能で保存の措置を講ずる必要があるものを、文部科学大臣が選定保存技術として選定し、その保持者及び保存団体を認定している。



■ 認定基準

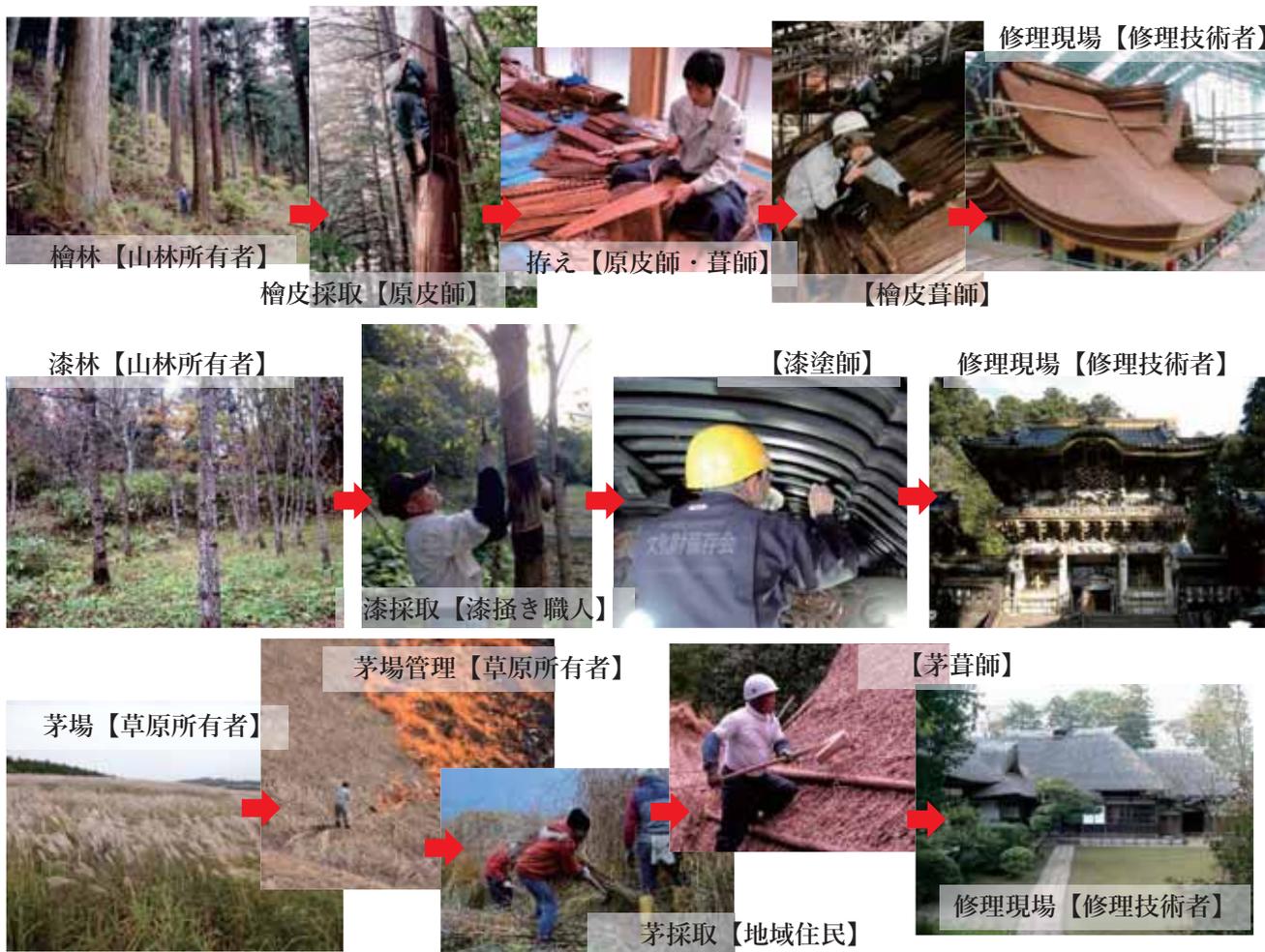
【保持者】 選定保存技術に選定される技術又は技能を正しく体得し、かつ、これに精通している者

➔ 正しく教えることができる人

【保存団体】 選定保存技術に選定される技術又は技能を保存することを主たる目的とする団体で当該技術又は技能の保存上適当と認められる事業を行うもの

➔ 技術保存継承の事業をする団体

23



24

文化財建造物木工技能者の育成

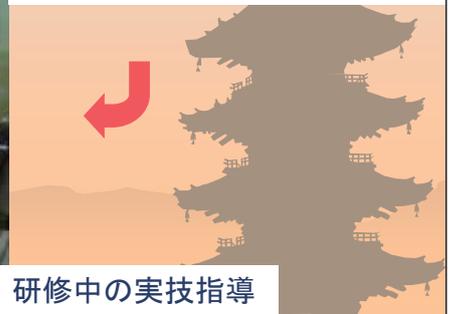
文化財建造物木工技能者の研修事業

(財)文化財建造物保存技術協会による研修事業(国庫補助)



木材への墨付け作業の実習

木材の加工作業の実習



研修中の実技指導

25

瓦葺の技術



瓦葺の施工

鬼瓦を制作中の
小林氏



唐破風の模型による葺上げ実習



本願寺の役瓦



26

ふるさと文化財の森システム推進事業



× 目的

- + 文化財建造物の修理に必要な植物性原材料の安定的確保: 木材(高品位、大長径材...)、檜皮、茅、漆...
- + 植物性原材料にかかわる技能者の育成
- + 資材や技能の確保に関する普及啓発活動

27

○「ふるさと文化財の森」の設定

○文化財修理用資材等に関する普及啓発事業の実施

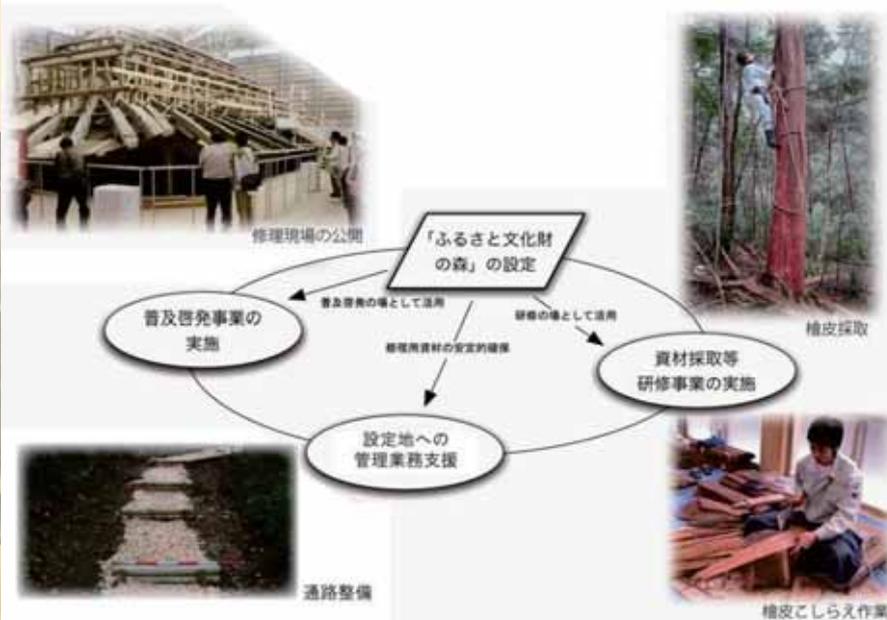
○資材採取等研修事業の実施

○ふるさと文化財の森管理業務支援事業(平成23年度～)

◆文化財建造物保存修理公開・展示事業の実施(～平成22年度)

◆ふるさと文化財の森センターの建設(～平成18年度)

事業内容



28

材種別の設定数(平成30年度まで)

